

# 「藤原鎌足」は天武王権

佃 收

はじめに

『日本書紀』の「乙巳の変」の時に出てくるのは「中臣鎌子」である。

ところが、従来はすべての歴史学者、研究者は「中臣鎌子」＝「中臣鎌足」説である。

## 第1章 北部九州の歴史（概略）

### 1 九州の王権（復習）

(1) 「九州年号」

「九州年号」は『襲国偽僭考』や『二中歴』に出てくる。『襲国偽僭考』の「九州年号」には、「倭王武」は日本列島で初めて「年号」を建てるとある。

継体天皇十六年、武王、年を建て善記という。是九州年号のはじめなり。

年号 九州年号。けだし善記より大長にいたりて、およそ一百七十七年。其の間、年号連綿たり。(略)

○善記

襲の元年。継体天皇十六年壬寅。梁の普通三年にあたる。(中略) 善記四年に終わる。 『襲国偽僭考』

「倭王武」は中国王朝がたびたび交代するのであてにならないとして、自ら「天子」となり、「善記」年号を建てる。(佃説)

「梁の普通三年」は「522年」である。「善記」年号は「522年～525年」である。

これが「日本」における最初の年号である。

## 2 「物部麁鹿火王権」

### (1) 「磐井の乱」

「物部麁鹿火」は「倭王権」の臣下である。「倭王権」から「連」の称号が与えられている。

「磐井の乱」は臣下の「物部麁鹿火」が主君の「倭王」を伐った事件である。

□「磐井の乱」は下克上である。(佃説)

### (2) 「物部麁鹿火王権」の樹立

「531年」の「磐井の乱」で物部麁鹿火は主君の「倭王権(倭の五王)」を伐つ。

物部麁鹿火は「天子」となり、「殷到」年号を建てる。

「殷到」年号は「531年～536年」である。

本拠地は「福岡県嘉穂郡桂川町」である。(佃説)

この王権を「物部麁鹿火王権」と呼ぶことにする。

### (3) 仏教伝来

「仏教」は「538年」に「物部麁鹿火王権」の二代目の時に、百済の聖明王が伝えている。

○「物部麁鹿火王権」の年号

■ 殷到 (531～535年)

物部麁鹿火

■ 僧聴 (536年～539年)

二代目

■ 明要 (541～552年)

三代目

二代目の年号は「僧聴」である。

二代目は即位する前から「仏教」に関心を持っていたことがわかる。

二代目は即位してそれを実行している。

### 3 「阿每王権」(『隋書』の倭国)

(1) 「阿每王権」の天子(天皇)と年号

「物部氏」の本拠地に住む「物部尾輿」は「物部鹿鹿火王権」から「王権」を奪い、「阿每王権」(『隋書』の倭国)を樹立する。「十三世物部尾輿」になる。

○「阿每王権」(『隋書』の倭国)の天子と年号

十三世物部尾輿 貴樂 552年～569年

初代

十四世大市御狩連公 金光 570年～575年

二代目

(敏達(阿每))

賢棲 576年～580年

鏡常 581年～584年

十五世物部大人連公 勝照 585年～588年

三代目

(押坂彦人大兄)

端政 589年～593年

(多利思比孤)

告貴 594年～600年

願転 601年～604年

光元 605年～610年

(2) 「物部鹿鹿火王権」から「阿每王権」へ

「物部鹿鹿火王権」の年号は「552年」に終わる。

「552年」から「阿每王権」が始まる。「王権」が「物部鹿鹿火王権」から「阿每王権」へ移っていることが「九州年号」から判明する。

□「552年」に「物部尾輿」は「物部鹿鹿火王権」から「王権」を剥奪して物部氏の本拠地である「鞍手郡」に「阿每王権」(『隋書』の倭国)を樹立する。(佃説)

### 4 「豊王権」

(1) 用明天皇の在位

「587年4月」に用明天皇は崩御する。

(用明)二年(587年)四月、天皇、大殿に崩す。

『日本書紀』

□用明天皇の在位

■「585年9月」に即位

■「587年4月」に崩御

■用明天皇の在位は「585年9月～587年4月」の二年間である。

(2) 用明天皇の年号

『襲国偽僭考』の「勝照」年号の説明文に「和重」年号が出てくる。「勝照」は「阿每王権」の年号である。

勝照

用明帝之時、和重二年に終わる。『襲国偽僭考』

「和重」年号は「用明天皇」の年号である。

□「用明天皇」は「阿每王権」から独立して「王権」を樹立する。

この「王権」を「豊王権」と呼ぶことにする。

(3) 「磐余」

用明天皇の宮は「磐余」の「池辺の双槻宮（なみつきのみや）」である。

「磐余」は北部九州の何処にあるのだろうか。

『新撰姓氏録』に「阿智王」の記述がある。

姓氏録第二十三卷に曰く、阿智王

菅田天皇の御世、本国の乱を避け、母並びに妻子、同母弟迂興徳、七姓の漢人等を率いて帰化する。（中略）天皇、その来たる志を矜（あわれ）み、阿智王を号し

て使主と為す。仍りて大和国杵隈郡郷を賜り、之に居す。時に阿智使主、奏して言う、臣、入朝の時、本郷の人民は往きて離散す。今聞く、遍（あまね）く高麗・百濟・新羅等の国に在りと。望むらくは使いを遣わし、喚び来るを請う。天皇、即ち使いを遣わし之を喚ぶ。大鷦鷯天皇の御世、落（村落）を挙げて随い来る。今の高向村主・西波多村主・平方村主・石村村主・飽波村主・危寸村主・長野村主・俣加村主・茅沼山村主・高宮村主・大石村主・飛鳥村主・西大友村主・長田村主・錦部村主・田村村主・忍海村主・佐味村主・桑原村主・白鳥村主・額田村主・牟佐村主・甲賀村主・鞍作村主・播磨村主・漢人村主・今来村主・石寸村主・金作村主・尾張吹角村主等、是其の後なり。

『新撰姓氏録』逸文

阿智王は「本国（中国）の乱を避け」て日本へ来る。「大和国杵隈郡郷を賜り」とある。しかしこれは誤りである。大和に「杵隈郡」は存在しない。「杵隈」は肥前である（54号、古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

図1 日ノ隈

阿智王は中国から朝鮮半島（高麗・百濟・新羅）へ逃げている人々を喚び寄せる。人々は肥前に来て住む。「30人の村主（村長）」が出来る。その中に「石寸（いわれ）村



図1 日ノ隈

主(すぐり)が居る。「石寸(いわれ)」は「磐余(いわれ)」であろう。「石寸(磐余)」は「肥前」にある。用明天皇の「磐余の池辺の双槻宮」も肥前にあるのであろう。

#### (4) 推古天皇

「用明天皇」は兄弟に殺害される。

「591年」に「上宮王権」が樹立する。

それを見て「推古天皇」は翌「592年」に「肥前の豊浦」で即位する。

「豊王権」の再興である。

「推古天皇」は「蘇我馬子」の「肥前の小墾田」の土地と「豊浦」の土地を交換する。

「603年」に「推古天皇」は「小墾田」へ移る。

「小墾田」は今の「鳥栖市山浦町」であろう。(佃説)

そこは「用明天皇」の「磐余の池辺の双槻宮」に近い。

「推古天皇」は兄「用明天皇」が樹立した土地に移っている。

「豊王権」の再興である。

#### (5) 「豊王権」の系図

「用明天皇」が王権を樹立したのは「磐余の池辺の双槻宮」である。

「磐余」は「石寸(いわれ)」であろう。「石寸村主」が

住み着いたところである。

「用明天皇」「推古天皇」はその子孫であろう。(佃説)

「用明天皇」「推古天皇」には『古事記』に「崩年千支」がある。この時代に「千支」を使っているのは中国だけである。

「用明天皇」「推古天皇」は中国からの渡来人か、その子孫である。

○「用明天皇」「推古天皇」は「石寸村主」の子孫であろう。(佃説)

#### 図2 「豊王権」の系図

#### (6) 「豊王権」は難波へ

「645年6月」の「乙巳の変」で「中大兄皇子」は「蘇我入鹿」「蘇我蝦夷」を討伐する。

「豊王権」の「孝徳天皇」は「蘇我氏」の血を引いている。

今度は自分が撃たれる番であろうと考えて「645年12月」に「難波」へ逃げる。(佃説)

## 5 「上宮王権」

### (1) 「上宮法皇」

法隆寺金堂の釈迦三尊像には光背に銘がある。

○法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘

■法興元三十一年、歲次辛巳（621年）十二月、鬼  
前太后崩す。

■明年（622年）正月二十二日、上宮法皇枕病して  
念（よ）からず。

■千食王后、仍りて以て勞疾し、並びに床に著く。

### ○「豊王権」の系図

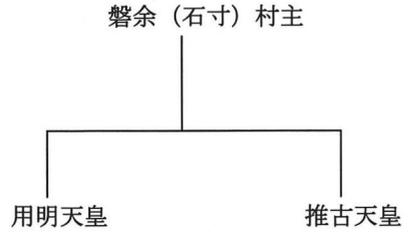


図2 「豊王権」の系図

■時に王后・王子等、及び諸臣と深く愁毒を懷き、共に相發願す。仰いで三宝に依り、当に釈像尺寸の王身を造る。此の願いの力を蒙り、病を転じ、寿を延ばし、世間に安住されんことを。（中略）

■二月二十一日、王后、即世す。翌日（二月二十二日）、法皇、登遐す。

■癸未年（623年）三月中、願の如く釈迦尊像並びに帙侍及び莊嚴の具を造り竟（おわ）る。（中略）

■使司馬鞍作止利仏師造る。

法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘（概要を簡条書にした）

「釈迦三尊像」は「上宮法皇」が崩御した後に「願の如く、造り竟（おわ）る」とある。釈迦三尊像は上宮法皇の成仏を願って造られている。

「釈迦三尊像」は法隆寺金堂の中心に安置されている。

法隆寺は「上宮法皇」を祀る寺である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

□法隆寺は「上宮法皇」を祀る寺である。

■「622年2月22日」に「上宮法皇」は死去し、  
「623年3月」に「法隆寺」は上宮法皇を祀る寺  
として完成する。

■法隆寺は「聖徳太子」の寺ではない。

(2) 「法興年号」

法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘には「法興元三十一年歲次辛巳」とある。「辛巳」は「621年」である。「法興元年」は「591年」である。

「法興年号」は「九州年号」であり、「591年〜622年」である。「阿每王権」の「年号」と重なる。

□「591年」に「上宮法皇」は「肥前の飛鳥」に「上宮王権」を樹立する。(佃説)

(3) 「上宮王家」

「上宮王家」の系図は次のようになっている。(佃説)

図3 上宮王家の系図

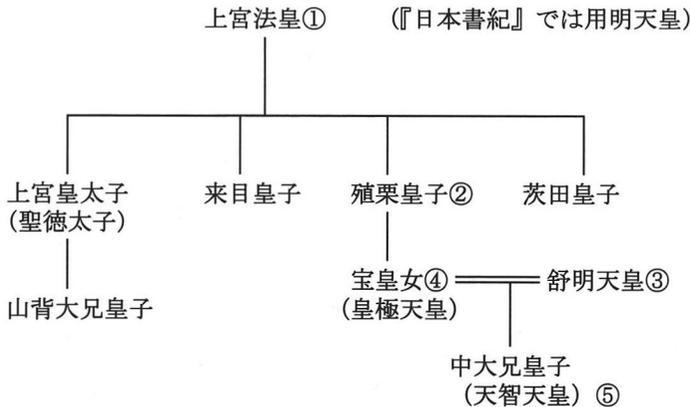
6 「天武王権」

(1) 「天武王権」の樹立

「635年」に「天武天皇の父」は「阿每王権」の上に君臨して「王権」を樹立し、「天子」となり、「僧要」年号を建てる。

「天武天皇の父」の名前は不明である。そのためこの王権を「天武王権」と呼ぶことにする。(佃説)

○上宮王家の系図



①～⑤は上宮王家の王位継承の順

図3 上宮王家の系図

「天武王権」の「九州年号」は次のようになる。

○「天武王権」の王と年号

■ 僧要	635年～639年	初代（天武天皇の父）
■ 命長	640年～646年	
■ 常色	647年～651年	
■ 白雉	652年～660年	
■ 白鳳	661年～683年	二代目 天武天皇
■ 朱雀	684年～685年	

## (2) 北部九州の統一

「645年」の「乙巳の変」は「上宮王権」の「中大兄皇子」が「蘇我入鹿」を伐った事件である。「蘇我氏」は

「上宮王権」の臣下である。

「乙巳の変」で「上宮王権」の勢力は半減する。

それを見逃さずに「天武天皇の父」は「649年3月」に上宮王家の最高実力者「蘇我倉山田石川麻呂」を伐つ。

「上宮王権」は戦わずに「天武王権」に降る。

これで「北部九州」は統一される。

「北部九州」はすべて「天武王権」の領土になる。

□「649年3月」に「天武天皇の父」は「上宮王権」を滅ぼし、「北部九州」を統一する。（佃説）

（注）「歴史学者」は「九州年号」を偽年号としてみようとしてもしない。したがって「歴史学者」は「古代の九州」にこれだけ多くの「王権」が存在したことは永久に解明することは出来ないであろう。

## 第2章 二人の「中臣鎌子」

### 1 一人目の「中臣鎌子」

#### (1) 「552年」の「中臣鎌子」

「阿每王権」のはじまり。

「552年」に百済の聖明王は再び仏教を伝える。

（欽明）十三年（552年）十月、百済の聖明王、西部姫氏達率怒喇斯致契等を遣わし、釈迦仏の金銅像一軀・幡蓋若干・経論若干巻を献ず。別に表して、流通し礼拝の功德を讃して云う、「是法は諸法の中においても最も殊勝なり。（中略）」という。

天皇、聞き已（おわ）りて、歓喜し、踊り跳ね、使者に詔して云う、「朕、昔より来（このかた）、未だ曾（か

つて是の如き微妙之法を聞くことを得ず。然るに、朕、自ら決めえず。」という。すなわち、群臣に問いて曰く、「西蕃の献じた仏相の貌(かたち) 端嚴。全く未だかつて有らず。禮(うやま) うべきや不や」という。

### 『日本書紀』

天皇は「聞き已(おわ)りて、歎喜し、踊り跳ねたと  
いう。仏教はすでに「物部麁鹿火王権」の二代目の「538  
年」に伝来している。

この天皇は「物部麁鹿火王権」の天皇ではないことがわかる。

この天皇は「阿每王権(『隋書』の倭国)」の天皇である。

## (2) 「中臣連鎌子」

『日本書紀』は続けて次のように記す。

蘇我大臣稻目宿禰奏して曰く、「西蕃の諸国、一に皆  
禮す。豊秋日本、豈(あに) 独り背かむや」という。

物部大連尾興・中臣連鎌子、同じく奏して曰く、「(中  
略) 方(まさ) に今改めて蕃神を拜せば恐るらくは国  
神の怒りを致すであらう」という。 『日本書紀』

天皇は群臣に仏教を受け入れるべきかを問う。蘇我稻目  
は賛成する。ところが「物部大連尾興・中臣連鎌子」は反

対する。ここに「中臣連鎌子」が出てくる。「阿每王権」  
の人である。(佃説)

## 2 二人目の「中臣鎌子連」

### (1) 「乙巳の変」と「中臣鎌子連」

「中臣鎌子」は「乙巳の変」の時中大兄皇子を助ける。

(皇極) 四年(645年) 六月、中臣鎌子連等、弓矢  
を持ちて助のために衛る。 『日本書紀』

「中大兄皇子」は「上宮王家」である。本拠地は「肥前  
の飛鳥」である。

「中臣鎌子」は「乙巳の変」で中大兄皇子を助けている。  
「乙巳の変」は「肥前の飛鳥」での出来事である。(佃説)

「中臣鎌子」は肥前の人である。(佃説)

□「中臣鎌子」は二人いる。

一人は「552年」の「阿每王権」に出てくる。

もう一人は「上宮王権」の人であり、「645年」の「乙  
巳の変」で「中大兄皇子」を助けている。

二人の時代は「約100年」違う。

## (2) 「豊王権」と「中臣鎌子連」

「645年」の「乙巳の変」の前年に「中臣鎌子連」が出てくる。

(皇極) 三年(644年) 正月、中臣鎌子連を以て神祇伯に拜す。再三に固辞して、就かず。疾を称して退いて三嶋に居す。時に、軽皇子、脚を患い朝(庭)に仕えず。中臣鎌子連、曾(いむさき)より軽皇子に善(うるわ)し。『日本書紀』

「644年」に「中臣鎌子連を以て神祇伯に拜す」とある。「上宮王権」である。

ところが「中臣鎌子」は「軽皇子に善(うるわ)し」とある。

「軽皇子」は後の「孝徳天皇」である。「孝徳天皇」は「豊王権」である。「豊王権」とは「用明天皇」「推古天皇」「孝徳天皇」の王権をいう。本拠地は「肥前の磐余」である。

(前述)

○「中臣鎌子」は「上宮王権」人である。ところが「豊王権(軽皇子)」とも親しい関係にあるという。

## 第3章 「天武王権」と「官位制度」

### 1 日本列島の「官位制度」のはじまり

#### (1) 「官位制度」

日本に冠位制度ができるのは「603年」である(64号)。

(推古) 十一年(603年) 十二月、始めて冠位を行  
う。大徳・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小  
信・大義・小義・大智・小智、併せて十二階。  
『日本書紀』

「(推古) 十一年(603年)に、始めて冠位を行う」とある。冠位は「徳・仁・禮・信・義・智」の大小十二階があるという。

『隋書』倭国伝にも同じ記述がある。

開皇二十年倭王姓阿每、字多利思比孤、号阿輩雞彌。

遣使詣闕。(中略) 内官有十二等。一日大徳、次小徳、

次大仁、次小仁、次大義、次小義、次大禮、次小禮、

次大智、次小智、次大信、次小信。具無定数。(中略)

至隋其王始制冠。以錦綵為之金銀鏤花為飾。

『隋書』倭国伝

(訳) 開皇二十年(600年)、倭王の姓は阿毎、字は多利思北孤、阿鞞雞彌と号す。使いを遣わし闕に詣る。(中略) 内官に十二等有り。一を大徳という。次に小徳、次に大仁、次に小仁、次に大義、次に小義、次に大禮、次に小禮、次に大智、次に小智、次に大信、次に小信。員に定数無し。(中略) 隋に至り其の王は始めて冠を制す。錦綵(にしきあやぎぬ)を以て之を爲し、金銀を鏤(ちりば)め花を飾りと爲す。

倭国には「徳・仁・義・禮・智・信」の大小十二の官がある。順序は異なるが「推古紀」の「冠位十二階」と同じである。

『隋書』の倭国は「阿毎王権」である。「倭王の姓は阿毎」とある。「隋に至り其の王は始めて冠を制す」とある。

「冠位十二階」は阿毎王権の冠位である。『日本書紀』は「推古天皇の冠位制度」に捏造している(64号)。

## 2 「七色の十三階」

### (1) 「天武王権」の「七色の十三階」

「647年」に「天武王権」は「七色の十三階」を制定する。

(孝徳) 大化三年(647年)、是歳、七色の一十三階の冠を制(定)す。一に曰く、織冠。大小二階有り。織(おりもの)を以て爲る。(中略) 二に曰く、繡冠。大小二階有り。(中略) 三に曰く、紫冠。大小二階有り。(中略) 四に曰く、錦冠。大小二階有り。五に曰く、青冠。大小二階有り。(中略) 六に曰く、黒冠。大小二階有り。(中略) 七に曰く、建武。『日本書紀』

「647年」は「天武天皇の父」の時代である。

□「七色の十三階」を制定したのは「天武天皇の父」である。(佃説)

(注)ここに「大織冠」が出てくる。

## 3 「官位十九階」

### (1) 「二年後」に「冠位十九階」

ところが2年後の「(孝徳) 大化五年(649年)二月」にすぐに改訂され、「冠位十九階」が制定される。

(孝徳) 大化五年(649年)二月、冠の一十九階を制す。一に曰く、大織。二に曰く、小織。三に曰く、大

繡。四に曰く、小繡。五に曰く、大紫。六に曰く、小紫。七に曰く、大花上。八に曰く、大花下。九に曰く、小花上。十に曰く、小花下。十一に曰く、大山上。十二に曰く、大山下。十三に曰く、小山上。十四に曰く、小山下。十五に曰く、大乙上。十六に曰く、大乙下。十七に曰く、小乙上。十八に曰く、小乙下。十九に曰く、立身。

#### 『日本書紀』

はじめの六階（大織・小織・大繡・小繡・大紫・小紫）は「七色の一十三階」の「織冠、大小二階有り。繡冠、大小二階有り。紫冠、大小二階有り」とまったく同じである。「七色の一十三階」と「冠位十九階」は同じ王権が制定していることがわかる。

「二年後」に早くも「冠位十九階」を制定している。制定しているのは「天武天皇の父」である。

#### (2) 「天武王権」による「北部九州」の統一

「649年3月」に「天武天皇の父」は「上宮王権」を滅ぼし、「北部九州」を統一する。

その前月の「649年2月」に「冠位十九階」を制定している。

何故であろうか。

「天武天皇の父」にはすでに「阿每王権」を滅ぼして「北

部九州」を統一する計画ができていたのであろう。

「上宮王権」には大勢の高官がいる。それらの人々にも「官位」を授ける必要がある。そのために「上宮王権」を討伐する前に「官位」を増やしているのであろう。（佃説）

#### 4 「官位二十六階」

##### (1) 「天武天皇」と「官位二十六階」

「663年」の「白村江の敗戦」の翌年に「冠位二十六階」が制定される。

（天智）三年（664年）二月、天皇、大皇弟に命じて冠位の階名を増し換えること、及び氏上・民部・家部等の事を宣ぶ。其の冠は二十六階有り。大織・小織・大縫・小縫・大紫・小紫・大錦上・大錦中・大錦下・小錦上・小錦中・小錦下・大山上・大山中・大山下・小山上・小山中・小山下・大乙上・大乙中・大乙下・小乙上・小乙中・小乙下・大建・小建、是を二十六階と為す。前の花を改めて錦という。錦より乙に至るまでに十階を加える。又前の初位一階を加え換えて大建・小建、二階と為す。

#### 『日本書紀』

「（天智）天皇が大皇弟（天武天皇）に命じて冠位の階名

を増し換えること……」とある。天智天皇を「天皇」とし、天武天皇を弟（大皇弟）にしている。これは『日本書紀』の捏造である。天智天皇と天武天皇は兄弟ではない（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。（佃説）

天智天皇が即位するのは「668年」である（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。「664年」はまだ即位していない。即位していない中大兄（天智天皇）が「冠位二十六階」を制定するはずがない。

「前の花を改めて錦という」とある。「649年」の「冠位十九階」には「大花上・大花下・小花上・小花下」等がある。これが「前の花」である。

それを「大錦上・大錦中・大錦下・小錦上・小錦中・小錦下」の「錦」に改めている。「649年」の「冠位十九階」は「天武王権」である。「664年」の「冠位二十六階」も天武王権の「冠位」であることがわかる。

「白村江の戦い」は「天武天皇」である（58号、古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。（佃説）

「白村江の戦い」に敗れたとき百済人は大勢日本へ逃げて来る。天武天皇はそれらの百済人に冠位を与えるために冠位を増やしている。「冠位二十六階」を制定しているのは「天武天皇」である。（佃説）

## 第4章 「中臣鎌足」

### 1 「中臣鎌子」と「中臣鎌足」

(1) 「中臣鎌足」の初出

「中臣鎌足」は「654年」に初めて出てくる。

（孝徳）五年（654年）正月、紫冠を以て中臣鎌足に授く。  
『日本書紀』

従来は「中臣鎌子」＝「中臣鎌足」と解釈している。「645年」の「乙巳の変」で中大兄皇子を助けたのは「中臣鎌足」であるとしている。しかし『日本書紀』は「中臣鎌子」と「中臣鎌足」は明確に区別している。

○『日本書紀』の「中臣鎌子」と「中臣鎌足」

■「645年」以前は「中臣鎌子」

■「654年」以降は「中臣鎌足」

## 2 定恵

### (1) 「653年」の遣唐使

その前年の「653年」に「天武王権（天武天皇の父）」は遣唐使を派遣する。

（孝徳）白雉四年（653年）五月、大唐に遣わす大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒、学問僧道嚴・道通・道光・恵施・覚勝・辨正・恵照・僧忍・知聰・道昭・定恵（定恵は内大臣の長子なり）・安達（安達は中臣渠毎連の子）・道観、学生巨勢臣葉・氷連老人（或本に、学問僧知辨・義徳、学生坂合部連磐積を以て増す。）并せて二百二十一人、俱に一船に乗る。

『日本書紀』

「孝徳紀」であるが、『日本書紀』は「天武天皇の父」を「孝徳天皇」に書き変えている（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』（後述）（佃説）

遣唐使の中に学問僧「定恵」が居る。定恵は「内大臣の長子なり」とある。「内大臣」とは「中臣鎌足」である。

遣唐使の大使には「小山上」、副使には「小乙上」の官位が付いている。「小山上」「小乙上」は「天武王権」が「649年」に制定した「官位十九階」である（前述）。

□定恵を派遣しているのは「天武王権」である。遣唐使の大使、副使には「天武天皇の父」が制定した「官位十九階」の「小山上」、「小乙上」がついている。（佃説）

□「定恵」や「内大臣（中臣鎌足）」は「天武王権」の人である。（佃説）

### 3 中臣鎌足と「紫冠」

#### (1) 「中臣鎌足」の初出

「654年」に中臣鎌足に「紫冠」が授けられる。

（孝徳）白雉五年（654年）正月、紫冠を以て中臣鎌足に授ける。封を増すこと若干戸。『日本書紀』

「孝徳紀」であるから中臣鎌足に「紫冠」を授けているのは孝徳天皇であるといわれている。しかし孝徳天皇は「645年」に難波へ逃けている。中臣鎌足は難波へは行っていない。鎌足に「紫冠」を授けているのは孝徳天皇ではない。

「649年3月」に「天武王権」は「北部九州」を統一する。

その前月の「649年2月」に「天武天皇の父」は「官位十九階」を制定している。その中に「紫冠」がある。

□「654年」に「中臣鎌足」に「紫冠」の称号を授与

しているのは「天武天皇の父」である。(佃説)

## 第5章 「藤原鎌足」

### 1 「藤原姓」

#### (1) 「中臣鎌足」と「藤原」姓

「中臣鎌足」は『日本書紀』の「654年」に初めて出てくる。その後はすべて「中臣鎌足(内大臣)」である。「663年」の「白村江の戦い」で天武天皇は唐・新羅の軍に敗れる。翌「664年」に唐は郭務悰を派遣して筑紫を割譲するように要求する(古代史の復元⑦)『天智王権と天武王権』。

(天智)三年(664年)五月、百済の鎮將劉仁願は

朝散大夫郭務悰等を遣わし表函と献物を進む。

十月、郭務悰等を發(た)て遣わす勅を宣(の)べる。

是日、中臣内臣は沙門智祥を遣わし物を郭務悰に賜う。

郭務悰等に饗(あ)え賜う。

十二月、郭務悰等罷(まか)り帰る。

『日本書紀』

「中臣内臣は沙門智祥を遣わし物を郭務悰に賜う」とある。「中臣内臣」とは「中臣鎌足」である。中臣鎌足は「沙門智祥を遣わし物を郭務悰に賜う」とあるから中臣鎌足は「天武王権(天武天皇)」の重臣であることがわかる(古代史の復元⑦)『天智王権と天武王権』。

#### (2) 「藤原鎌足」の誕生

中臣鎌足は「669年」に死去する。

(天智)八年(669年)十月、天皇、藤原内大臣の家に幸して、親しく所患を問う。(中略)十五日、天皇、東宮大皇弟を藤原内大臣の家に遣わして、大織冠と大臣の位を授く。仍りて姓を賜いて藤原氏とす。此より以後、通して藤原内大臣と曰う。十六日、藤原内大臣薨す。『日本書紀』

(天智)天皇は東宮大皇弟(天武天皇)を藤原内大臣の家に遣わして、大織冠と大臣の位を授く」とある。

しかしこれは『日本書紀』の「捏造」である。天智天皇と天武天皇は兄弟ではない。「667年」に「中大兄」は飛鳥を天武天皇に明け渡して近江へ逃がっている。その「2年後」のことである。近江へ逃げた天智天皇が天武天皇を藤原鎌足の家へ遣わすはずがない。

しかもここには「大織冠と大臣の位を授く」とある。「大織冠」は「天武王権」が制定した官位制度である。天智天皇が「大織冠」の位を授けるはずがない。藤原鎌足に「大織冠と大臣の位を授けて」いるのは「天武天皇」である。

(佃説)

「仍りて姓を賜いて藤原氏となす」とある。天武天皇が鎌足に「藤原」の姓を賜っている。(佃説)

「藤原鎌足」はこのように「阿每王権」の子として生まれ、筑前の鞍手郡で育っている。青年時代も鞍手郡で過ごし、「阿每王権」の「鏡王の女(娘)」と婚姻して正室にしている。しかも正室は「天武天皇」の皇后と姉妹である。

そのためであろう。「天武王権」は鎌足を重用している。鎌足は「天武王権」の重臣になつてゐる。長子の定恵は遣唐使の学問僧として唐へ派遣されている。鎌足が死去すると「天武王権(天武天皇)」から「大織冠と大臣の位」を賜り、また「藤原」の姓を賜っている。

鎌足は「中大兄皇子」や「天智王権」とはまったく関係がない。「乙巳の変」は「中臣鎌足」であり、「中臣鎌足」ではない。

### (3) 日本の「官位制度」(まとめ)

「冠位制度」についてまとめると次のようになる。

「603年」に阿每王権が始めて「冠位」を制定する。それを受けて天武王権は次々と「冠位」制度を制定している。「日本の古代史」に於いて阿每王権と天武王権以外に

「冠位」を制定した王権は無い。

日本の「冠位制度」の制定は次の通りである。

#### ○日本の冠位制度

■ 603年 冠位十二階 阿每王権

■ 647年 七色の一十三階 天武王権(天武天皇の

父)

■ 649年 冠位十九階 天武王権(天武天皇の

父)

■ 664年 冠位二十六階 天武王権(天武天皇)

#### おわりに

「天武王権」は、「647年」に「七色の一十三階」を制定したにもかかわらず2年後の「649年」に「冠位十九階」を制定している。何故であろうか。

また「663年の白村江の戦」の翌年(664年)に「冠

位二十六階」を制定して官位数を大幅に増やしている。何故であろうか。

これらを究明することにより、「日本の古代史」を解明することができるのである。

○佃 收 著 早わかり「日本通史」(概要編)

『新「日本の古代史」(佃説)』

○佃 收 著

■ 古代史の提言① 『新「日本の古代史」(上)』

(次の号を収録) 33号、36号、39号、45号、46号、47号、48号、49号、55号、56号、59号、60号、61号

■ 古代史の提言② 『新「日本の古代史」(中)』

(次の号を収録) 53号、54号、62号、63号、64号、65号(2)、66号(2)

■ 古代史の提言③ 『新「日本の古代史」(下)』

(次の号を収録) 50号、57号、58号、59号、65号(1)、66号(1)、67号(2)、68号、69号(1)、69号(2)、70号(1)、70号(2)

○佃 收 著

・ 古代史の復元① 『倭人のルーツと渤海沿岸』

・ 古代史の復元② 『伊都国と渡来邪馬壹国』

- ・ 古代史の復元③ 『神武・崇神と初期ヤマト王権』
- ・ 古代史の復元④ 『四世紀の北部九州と近畿』
- ・ 古代史の復元⑤ 『倭の五王と磐井の乱』
- ・ 古代史の復元⑥ 『物部氏と蘇我氏と上宮王家』
- ・ 古代史の復元⑦ 『天智王権と天武王権』
- ・ 古代史の復元⑧ 『天武天皇と大寺の移築』

○ホームページ

・ [tsukudaosamu.com](http://tsukudaosamu.com)